

# ビッグデータ法制の国際比較

2013年7月2日

KDDI総研

取締役主席研究員

高崎 晴夫

# データ保護法制の国際比較

OECDプライバシーガイドライン	EUデータ保護指令(1995)	米国現行法	我が国個人情報保護法(2005)
<p>プライバシーと個人の自由を保護し、かつプライバシーと情報の自由な流通という基本的ではあるが競合する価値を調査させること</p>	<p>個人の権利と基本的な自由、特に個人データの自動処理に関するプライバシーの権利の尊重の保証(データ保護)</p>	<p>分野横断的なパーソナルデータ保護の法律は存在しない(政府部門、健康情報等、信用影響、通信分野、金融部門、児童のプライバシー等分野毎に個別立法で対応)。</p>	<p>プライバシー保護とは別に、特定の個人を識別できる「データ」の保護を定める。</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 収集制限の原則</li> <li>2. データ内容の原則</li> <li>3. 目的明確化の原則</li> <li>4. 利用制限の原則</li> <li>5. 安全保護の原則</li> <li>6. 公開の原則</li> <li>7. 個人参加の原則</li> <li>8. 責任の原則</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 独立した監督機関</li> <li>2. 司法による救済</li> <li>3. データ越境制限</li> <li>4. 最少データ取得原則</li> <li>5. 公正で合法的な手続き</li> <li>6. 監督機関への報告</li> <li>7. 使用後のデータ廃棄</li> <li>8. センシティブデータの保護</li> <li>9. 意思決定の自動化の制限</li> <li>10. ダイレクトマーケティング利用におけるオプトアウト</li> </ol>	<p>このほか、EUデータ保護指令を受けて、EU米国間でのセーフハーバー協定を結び、米国内の企業に対し自主規制として数々の順守義務を課している。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主務主管庁制度(独立した第三者機関は存在しない)</li> <li>2. 法律の名宛人は事業者(主務大臣による事業者への行政命令が基本、利用者の直接的な救済は民法をベースに裁判所で判断)</li> <li>3. 利用目的による制限</li> <li>4. 適正な取得</li> <li>5. 正確性の確保</li> <li>6. 安全性の確保</li> <li>7. 透明性の確保</li> </ol>

出典)総務省「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告書(案)平成25年6月を基に編集

# 我が国の保護法体系

- ▶ プライバシーに関する権利については、日本国憲法の「幸福追求権」をベースとした判例の蓄積を経て確立されてきたほか、個人情報保護については、個人情報保護法に規定。
- ▶ 更に通信事業者に守秘義務が課される「通信の秘密」は、日本国憲法、電気通信事業法、電波法、有線電気通信法に規定。

## ■ 日本国憲法

○幸福追求権（憲法第13条）

○通信の秘密（憲法第21条2項）

判例の積み重ねを通じて  
確立された“プライバシー権”

個人情報保護

■ 個人情報の保護に関する法律

秘密の保護

検閲の禁止

■ 電気通信事業法（第4条）

（第3条）

■ 電波法（第59条）

■ 有線電気通信法（第9条）

主務主管庁制 27分野40のガイドライン  
2000にもわたる個人保護条例の存在

位置情報を始め通信記録等の活用に関しては極めて制約的

全国規模での一貫した活用を阻害

海外OTT事業者との競争上のアンバランス

# 海外での見直しへの動き

	EUデータ保護規則提案	米国消費者プライバシー権利章典	OECDプライバシー・ガイドライン見直し案
公表時期	2012年1月	2012年2月	2013年内予定
目的	自然人の基本的権利及び自由、特に個人データの保護への権利保障	ネットワーク化された技術における消費者データ及びプライバシーの保護	プライバシー及び個人の自由の保護
適用範囲	EU市民の個人データの処理、EU域外にもデータ保護規則を適用	消費者のデータ及びプライバシーを主な対象	官民間問わず、個人データに適用
本人の権利	本人同意(明示の同意)、忘れられる権利、データ・ポータビリティが追加	消費者プライバシー権利章典及び公正な情報慣習の原則に基づく7原則	8つの基本原則に変更なし
事業者の義務	プライバシーバイデザイン データ保護違反通知義務 データ保護影響評価 データ保護担当者の設置	Do-Not-Track原則などを用いたプライバシー強化技術、執行可能な行動規範の策定	プライバシーマネジメント、セキュリティ違反の通知導入、プライバシーリスク評価に基づく保護措置など
データ移転	十分性の要件の具体化 拘束的企業準則の明記	グローバルな相互運用(相互認証、利害関係者との対話と行動規範の策定)	越境プライバシー法執行の協力促進
監督・執行	独立性の確保、相互支援、欧州データ保護委員会の設置	連邦取引委員会の権限強化	プライバシー執行機関の設置

出典) 2012年11月経済産業省IT融合フォーラム・パーソナルデータWG第1回会合資料を基に作成

# 透けて見える本音

## ◆米国(国家としては以下の優先順位)

- インテリジェンス(安全保障)
- セキュリティ(広義での)
- ビジネス(表現の自由と営業の自由)
- プライバシー保護

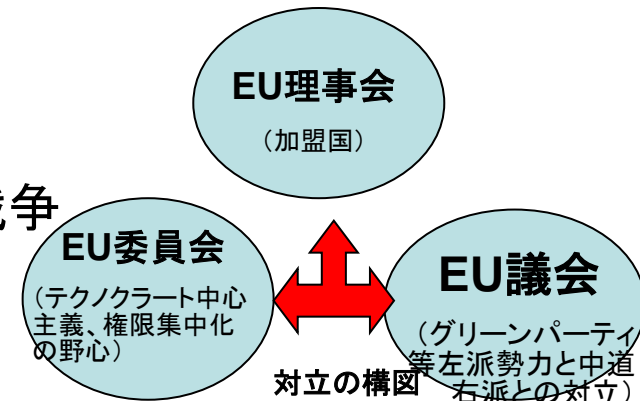


ここで起きたPRISM問題の暴露(オバマ政権の人権重視の政策は隠れ蓑?) エシュロンの噂はあったが

## ◆EU

セキュリティとプライバシーはEUのmatter  
ただしインテリジェンスは別(各国の専権事項)

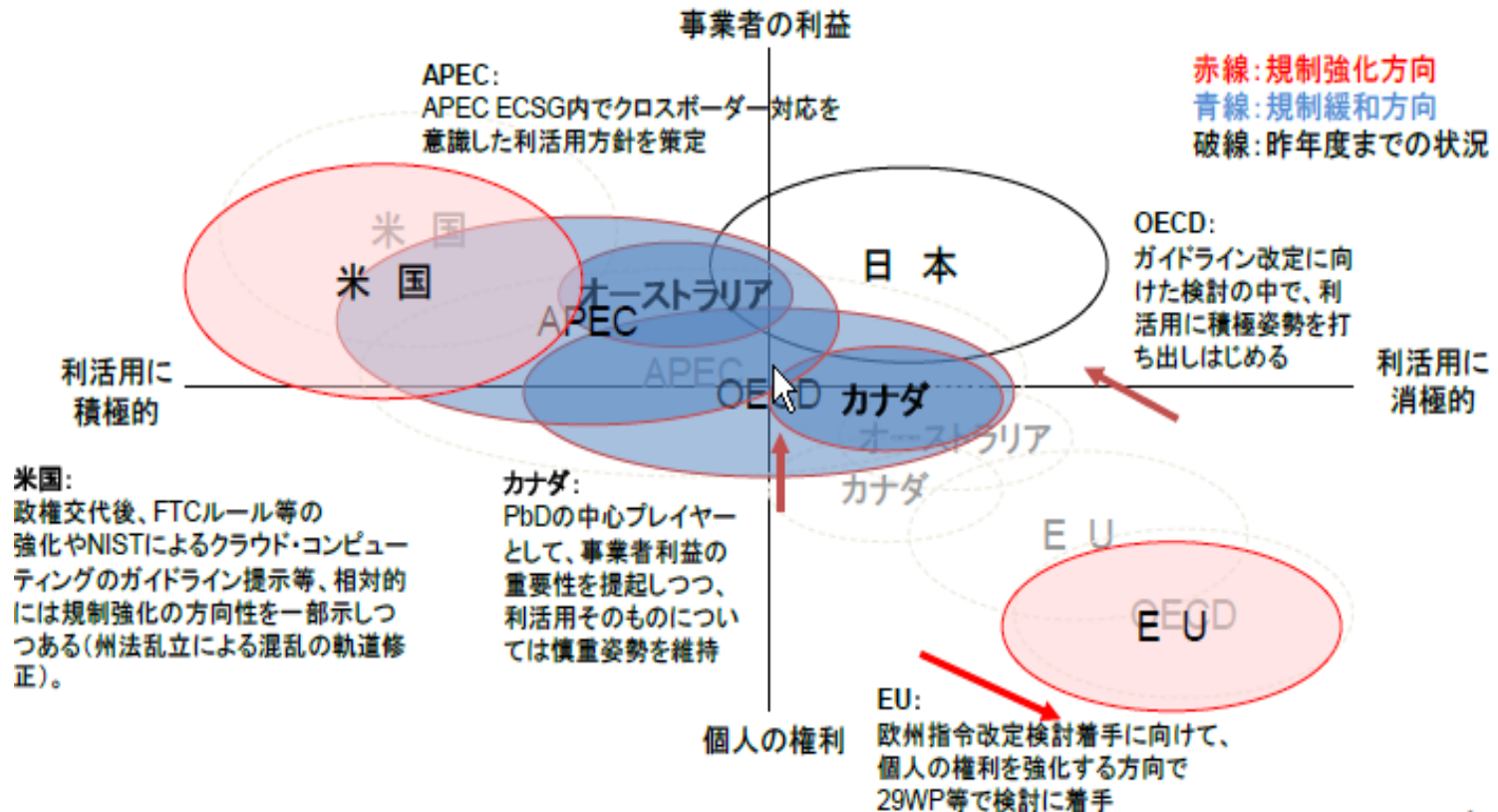
EU新規則案制定の背景は米国とのIT・情報貿易戦争  
における防衛(本音は人権よりもビジネス)



更に、EU内では権力闘争が続く 不透明な新規則案の行方

# 日本は何処を目指していくのか？

- ◆2011年3月11日の東日本大震災以後、パーソナルデータ、ビッグデータ活用の検討が加速化
- ◆本年5月 マイナンバー法の可決
- ◆安倍政権における成長戦略(「日本再生戦略」)の決定(6月12日)
  - ・ビッグデータの利用ルールを年内に確定



出典) 経済産業省IT融合フォーラム・パーソナルデータWG第1回会合資料より 2012年11月

# 事業者(消費者)にとって、ビッグデータの利活用は“New Oil”(福音) or パンドラの箱？

## 【期待】

- ・新サービス開発(その恩恵を受ける)
- ・効率的マーケティング(適切なサービスが受けられる)
- ・意思決定/組織運営の効率化(適切に対応してもらえる)
- ・収益/競争力の拡大(満足度の増大、コスト削減)

## 【懸念】

- ・消費者保護の強化(有効な同意形成の確保、透明性確保他)
- ・第三者機関等による監査(ISOによるPIA導入の動き)
- ・パーソナルデータ入手コスト/管理コストのアップ(消費者の権利意識の高まり、忘れられる権利への対応他)
- ・訴訟リスクの増加



**ご清聴ありがとうございました**



**ご質問等は [ha-takasaki@kddi.com](mailto:ha-takasaki@kddi.com) まで**